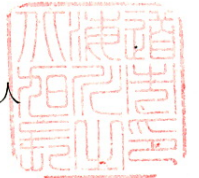


土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときに届出をしなければならない区域の指定を次のとおり解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

なお、区域の範囲を表示した図面等は、旭川市環境部環境指導課において、一般の閲覧に供する。

平成30年6月4日

旭川市長 西川 将人



- 1 指定を解除する区域
旭川市字近文5線2号の一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

（担当）

環境部環境指導課水・大気環境係

電話 25-6369